

【調査対象者】 秋田県知事許可業者が対象です(大臣許可業者は回答不要)

【提出方法】 下記①②のいずれかの方法で提出してください

①「経営事項審査及び建設工事入札参加資格審査に関する説明会」の会場に持参

2/26(月)大仙会場、2/27(火)湯沢会場、3/1(木)北秋田会場、3/2(金)秋田会場

② 下記あて先にファクシミリで送信

秋田県建設部建設政策課 建設業班 FAX番号 018(860)3800

※送信票等は不要ですので、このままファクシミリで送信してください。

※FAXで回答する際は、番号をお間違いにならないよう御注意ください。

## 経営事項審査に関するアンケート調査票

回答内容が経営事項審査に影響を与えることは一切ありませんので、経営事項審査について日頃から感じていることや思っていることをありのまま御回答ください。

### 問1

経営事項審査の申請先となる地域振興局に○印を記入してください。

1. 鹿角 2. 北秋田 3. 山本 4. 秋田 5. 由利 6. 仙北 7. 平鹿 8. 雄勝

### 問2

決算期に○印を記入してください。

1. 【1月】 2. 【2月】 3. 【3月】 4. 【4月】 5. 【5月】 6. 【6月】  
7. 【7月】 8. 【8月】 9. 【9月】 10. 【10月】 11. 【11月】 12. 【12月】

### 問3

経営事項審査の「申請方法」について、最も良いものを ひとつだけ選んで ○印を付けてください。

1. 各地域振興局に持参する方法(現状どおり)
2. 各地域振興局に郵送する方法 ※書留(証紙同封)となります。
3. 建設政策課(本庁)に持参する方法 ※持参先は本庁舎(秋田市山王4-1-1)となります。
4. 建設政策課(本庁)に郵送する方法 ※書留(証紙同封)となります。
5. その他 ( )

### 問4

問3の回答について、その理由を教えてください。

【回答欄】

(次ページへ続く)

**問5**

経営事項審査の「申請時期」と「面談会場」の組合せについて、良い方に○印を付けてください。

1. 申請の受付は決算期別に四半期に1回とし、面談審査は各地域振興局とする(現状どおり)
2. 申請の受付は毎月1回とし、面談審査は県内3会場(県北・中央・県南)とする

**問6**

経営事項審査の「申請時期」と「面談時期」の組合せについて、良い方に○印を付けてください。

1. 申請の受付は決算期別に四半期に1回とし、面談審査は四半期に1回県が指定する数日間のうち都合の良い日時を実施する(現状どおり)
2. 申請の受付は毎月1回とし、面談審査は毎月県が指定する日(時間は応相談)を実施する

**問7**

現在、経営事項審査の面談日には、完工高や技術者の常勤性等の確認を受けるために様々な書類を面談会場に持参していただいておりますが、このことについて、御意見や御要望があれば、理由も含めて、教えてください。  
(例:○○の書類については不要としてほしい。その理由は△△だからである。)

【回答欄】

**問8**

経営事項審査の申請をしてから総合評定値の通知を受けるまでに要する日数について、御意見や御要望があれば教えてください。  
(例:保留事項がない場合は、できるだけ早く総合評定値の通知を出してほしい)

【回答欄】

**問9**

その他経営事項審査について御意見・御要望があれば教えてください。  
(例:面談審査の時間の短縮、面談審査から書面審査に変更)

【回答欄】

**質問は以上です。調査に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。**

◆◆ 本調査に関するお問合せ先 ◆◆  
秋田県 建設部 建設政策課 建設業班(担当:小栗、鈴木(勉))  
電話:018(860)2425